

建設事業外部評価委員会傍聴要領

平成16年6月3日
建設事業外部評価委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設事業外部評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 報道関係者以外で委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

3 報道関係者は記者腕章を着用し記者席で傍聴することができる。

(傍聴章の交付)

第4条 傍聴章は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴できる者の定員は20人以内とする。

(傍聴章の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 議事に影響を与えると判断される者、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者は、傍聴席に入ることはできない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)委員会の秩序を乱す行為、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、委員会において撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 委員会が会議を非公開と決定した場合は、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したと議長が判断したときは、議長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

この要領は、平成16年6月3日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月6日から施行する。

番号	氏 名	住 所	返還
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

傍聴される方へのお願い

1. 傍聴章は左胸など見やすいところにつけてください。
2. 傍聴席では次のことを守ってください。守られない場合には退場していただくことがあります。
 - (1) 傍聴時は静粛にし、委員会での発言に対して、拍手などの方法で賛否を表明しないでください。
 - (2) はち巻き、腕章、ゼッケンなどをつけないでください。
 - (3) 飲食をしないでください。
 - (4) みだりに席を離れたり、不体裁な行為はしないでください。
 - (5) その他委員会の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないでください。
 - (6) 撮影及び録音等をしないでください。
3. 傍聴を終え、お帰りの際は、必ず傍聴章をお返してください。
4. その他すべて係員の指示に従ってください。

建設事業外部評価委員会

傍聴章

建設事業外部評価委員会

傍聴章